

司法ネット（仮称）検討資料

第1 現状分析

- 1 アクセス・ポイント
- 2 民事法律扶助
- 3 司法過疎

第2 取り組むべき課題及び解決方法

- 1 アクセス・ポイント

情報提供

相談受付

- 2 民事法律扶助
- 3 司法過疎対策

第3 必要なサービス提供を行うための仕組み

第 1 現状分析に関するもの

1 アクセス・ポイント

- ・ 一般の人にとっては，最初にどこに行ったらいいのかが分からない。
(第 7 回検討会)
- ・ 困っていることはあるのに，身近なところに弁護士等による相談を受けることのできる場所がないために，泣き寝入りになっている。(有識者懇談会)
- ・ 本物の司法に到達できるアクセス・ポイントが少ない。(有識者懇談会)
- ・ 地方では役所の無料法律相談が唯一の相談窓口になっているところもあるが，盛況のため相談枠が足りない。(有識者懇談会)
- ・ 地元の市役所の法律相談は月に 1 回，予約制で，1 時間である。近隣の市の法律相談は，月に 1 回，2 時間であり，事前に司法書士が面接をして，弁護士に相談した方がいい事案だけが法律相談に行く仕組みになっている。どちらも相談件数が増加しており，対応に苦慮している。(有識者懇談会)
- ・ 相談のニーズは多い。ニーズに答えきれないためにニーズが埋もれているというのが現状である。相談会がなかったら相談に来なかったらと思われる人は多い。(有識者懇談会)
- ・ 裁判所に相談に行く人も多いが，裁判所では手続の利用に関する情報の提供はできても，立場上，具体的な事件でこうした方が有利だというような助言まではできない。(有識者懇談会)
- ・ 法律相談が，資金源や監督官庁等によって縦割りでバラバラに行われており，また，相談を受けてその先につなげるという流れが欠けている。自治体の法律相談でも，弁護士が事件を受任できない場合が多く，先につながらない。(第 11 回検討会)

- ・ 日弁連の法律相談センターと他の相談窓口運営機関との間のきちんとしたネットワークはない。ネットワークの構築は今後の課題である。もっとも、無料相談から有料相談につなげるのは難しい面がある。(第11回検討会)
- ・ 従来の司法教育は機構論ばかりであり、実践的利用論がなかった。そのため、トラブルに巻き込まれないように自分の身を守ったり、トラブルに巻き込まれたときの対処法が教えられていない。(有識者懇談会)
- ・ 市民公開講座を開いてヤミ金融に関する啓発活動をしたり、高校生向けの司法教育に取り組むなどしている。(有識者懇談会)
- ・ 国民にとって司法は縁遠い存在であり、弁護士の敷居が高い。国民に、裁判は時間がかかるしいやな目にあうとか、司法は非日常的であるという意識があり、司法は社会を円滑にする仕組みであるという理解が浸透していない。(有識者懇談会)

2 民事法律扶助

- ・ 法律扶助が消費者金融事件や破産事件への対応で手一杯になっている。本来扶助されるべき事件に手が回っていない。(有識者懇談会)
- ・ 民事法律扶助法成立により予算が大幅に伸びたが、それを上回る勢いで事件数が増加している。3か月ごとの計画を立て、支部ごとに事件の決定件数を割り当てている。自己破産については、各支部で優先順位を決めてもらい、それに従って決定するようにしている。自己破産に関しては、支部では、資力要件をより厳しくしたり、援助後に直ちに一部を償還してもらおうといった取扱いをしている。解決策としては、要件を厳しくする、弁護士の単価を下げるという2つの方法しかない。(第12回検討会・法律扶助協会)
- ・ 民事法律扶助法成立後、人件費、管理費の一部に補助金が出るようになったが、全部ではないため、事務局の体制強化ができない。(第12回検討会・法律扶助協会)

- ・ 考えなければならない問題は4つある。1つ目は、指定法人は民間活用型だと理解されており、管理費などの補助が制約されている点である。2つ目は、法律扶助への補助金は増額されているが、公益法人に対する補助金は減額するというのが行政改革の流れであり、この流れとは無関係ではない点である。3つ目は、現在の法律扶助は裁判手続に特化しており、和解等の手続への補助は例外的である点である。4つ目は、ジュディケア制のために予算管理が難しい点である。(第12回検討会・法律扶助協会)

3 司法過疎

- ・ 弁護士がいないために、弁護士がいない地域でヤミ金融や悪徳商法が横行しており、地域一帯が被害を受けている。(有識者懇談会)
- ・ いわゆる過疎地域においても、弁護士による紛争解決のニーズはかなり多い。ひまわり基金公設事務所の弁護士は多くの仕事を抱えて多忙である。(有識者懇談会)
- ・ 過疎地にも法律サービスのニーズはある。受け皿がないだけである。(有識者懇談会)
- ・ 何でも相談会を実施したり、県内巡回相談を実施したりしているが、どこに行っても多くの人々が相談に来る。相談内容は、多重債務、ヤミ金融が多い。(有識者懇談会)
- ・ 過疎地にもニーズはある。ひまわり基金公設事務所は一部の例外を除いてほとんどが事務所として黒字である。(第13回検討会・日本弁護士連合会)
- ・ 地方でも県庁所在地に弁護士が集中し、それ以外の地域に弁護士がいないという格差が生じている。熊本県では、昭和40年の県内弁護士数が63名、そのうち支部にいる弁護士の数が17名だったが、平成15年では、県内弁護士数は112名に増えているのに対し、そのうち支部にいる弁護士の数は8名となっており、減っている。(有識者懇談会)

- ・ ひまわり基金公設事務所を設置してもらうことになったが、当初は弁護士の応募がなかった。そこで、県が財政的支援をすることにした。(有識者懇談会)
- ・ 今後の人材確保の問題は、ひまわり基金公設事務所の制度上最大の課題である。(有識者懇談会)
- ・ 無医村問題に関して、医師が過疎地にいないのはなぜかということが言われている。家庭の問題、生活レベルの問題などいろいろあるのだと思う。弁護士についても同じような問題があると思う。生活しづらい、弁護士仲間がいない、裁判所の開廷日が少なくて仕事がしづらいといった問題である。弁護士に、過疎地には仕事がないという意識がある。弁護士過疎問題に関心のある人もいて、一度過疎地に行って、全ての業務ができる弁護士になって帰りたいといった声も聞くが、定着したいという人は少ない。(第13回検討会・日本弁護士連合会)
- ・ 弁護士が地域に定着することによって、事件の解決方法が変わり、地域の雰囲気も変わった。(有識者懇談会)
- ・ 弁護士が1人しかいない場合、双方代理の問題があるので、相手方のニーズには応えられない。弁護士は地域に2人いないといけない。(有識者懇談会)
- ・ ひまわり基金に組み入れられるのは年間で大体2億円くらいである。平成14年度の見込みでは、1年間に入ってくるものと出るものが逆転する。来年度からは今までの蓄積を放出する時期に入るものとする。(第13回検討会・日本弁護士連合会)

第2 取り組むべき課題及び解決方法に関するもの

1 アクセス・ポイント

情報提供

- ・ エキスパート・システムのように、インターネットで質問に答えていくと自分にとって最適な手続が分かるようなものはできないか。個人が必要な情報を得て自分で意思決定することが重要で、意思決定のための情報を得やすくすることが大切である。(第7回検討会)
- ・ 問題を抱えた人が聞きたいことは何かという視点で情報を構成し直してはどうか。利用者にとって便利で、自治体の相談窓口や学校でも活用できる。(第11回検討会)
- ・ インターネットを活用し、必要な情報を入力すれば、紛争解決手段や申立書の書式、特定の分野に明るい弁護士の情報などが入手できるようなシステムが便利ではないか。(第11回検討会)
- ・ ITと関係のない生活をしている人が被害に遭う場合もあるので、従来型の情報提供も並行して行ってもらいたい。(第11回検討会)

相談受付

- ・ 相談所を充実すべきであり、相談所があることをPRすべきである。(第7回検討会)
- ・ 相談に来て、司法による解決が必要になった場合は、司法につなげる流れを作るべき。(第11回検討会)
- ・ 本来司法に結びつくべきものを結びつけるために相談をまとめる組織が必要である。その組織が法律扶助を担当すればよい。その組織が行政機関、弁護士会などと連携してネットワークを構築し、相談に来た人を適切なところにつなげていく必要がある。(第12回検討会)

- ・ カウンセリング的役割を果たすところが必要である。相談を受け付けて、裁判での解決がいいのか、それ以外の方法がいいのか、振り分ける機能が重要である。(第12回検討会)
- ・ 自治体のサービスをバックアップする体制を検討する必要がある。(第15回検討会)
- ・ 相談のニーズは多いが、これに対応するには、ボランティアでは限界がある。(有識者懇談会)

2 民事法律扶助

- ・ 民事・刑事一体とすることで事務費等の合理化を図ることができる。スタッフ制の採用でコストを削減することができる。現在、法律扶助でスタッフ制が採用されていない理由は何か。(第12回検討会)
- ・ 法律扶助の事務職員は何人くらい必要なのか。(第12回検討会)
- ・ リーガル・サービス・センター構想が実現した場合、業務の効率化が進むのか、かえって管理費がかかるのか。(第12回検討会)
- ・ 運営主体がADRを主催するという話があるが、具体的にはどのようなことを考えているのか。また、どのような事件が運営主体が主催するADRになじむと考えているのか。(第12回検討会)
- ・ 司法制度改革推進計画を前提に改革課題を考えると4点ある。1つ目は対象事件・対象者の範囲の問題。法律扶助は総合的な紛争解決システムとして位置付けるべきで、情報提供、法律相談、ADR手続等も含めた援助を担うべきと考える。2つ目は利用者負担の問題である。金銭の交付をあてにできる事件は償還制を維持し、そうでない事件では利用者の資力に応じた負担金制度とするなどの工夫が必要ではないか。3つ目は運営主体の問題である。管理費を含めて大幅に増額し、支部組織を強化し、全国で均質なサービス提供ができるようにする必要がある。補助金行政の見直しで指定法人のままではこれが難しいということならば、組織の見直しも含めて検討しなければならない。4つ目は実施方法の問

題。ジュディケアに限定すると予算管理ができない、効率的運営ができないという難点がある。自己破産事件などでスタッフ制を採用し、効率的運営をしていく必要がある。運営主体が仲裁手続を主催し、代理援助よりも安価で簡易迅速に紛争を解決することも考える必要がある。スタッフ制と関連するが、民事刑事を扱う公設事務所を設けて、そこでスタッフに活躍してもらうような制度も考えるべきである。(第12回検討会・法律扶助協会)

3 司法過疎対策

- ・ 法曹人口が増加すれば、日本弁護士連合会が取組みをしなくても、必然的に弁護士過疎問題は解消するのか。(第13回検討会)
- ・ 法曹人口が増えれば司法過疎問題は解決するとか、司法書士に簡易裁判所の訴訟代理権が認められたから問題は解決するという意見もあるが、司法過疎問題はそんなになま易しいものではないように思う。(有識者懇談会)
- ・ 中央に核となる弁護士集団を作って、そこから弁護士が地方に行って経験を積み、その経験を活かして別の仕事をするなどいろいろなやり方があるだろう。ボランティアでの対応が難しいところを、制度として国に投げかけてもらうなどして、若い弁護士にいろいろな働き方ができるということを経験してもらえば、使命感のある弁護士は出てくると思う。(有識者懇談会)
- ・ 制度としてゼロワン地域に法律サービスを提供できるようにするためには、弁護士が交替で赴任するというのも1つの方法だと思う。(有識者懇談会)
- ・ 弁護士過疎地域にも需要があり、生活できるだけの収入があるなら、日弁連が取組みをしなくても弁護士過疎地域はなくなる。そこまではいかないのか。大規模な弁護士法人が期間限定で若手弁護士を派遣するなどの方法が考えられないか。(第13回検討会)

- ・ 弁護士から会費として集めたひまわり基金で司法過疎問題を解消するのは不可能である。国として取組みをしてもらいたい。(有識者懇談会)
- ・ 弁護士過疎問題はインフラの欠如だと思う。ないよりあった方がいいが、無理矢理制度を作って無駄な人やお金が投入されるのは問題である。緩やかな形で、ニーズに敏感に対応できるよう、上手にお金を使うことを考えるべきである。(有識者懇談会)
- ・ 裁判を受ける権利のバロメータは弁護士の数だと思う。受け皿の整備は国がやるのが基本だろうと思う。整備をしないと不平等が持続する。(有識者懇談会)
- ・ デジタル・ディバイドならぬ司法ディバイドの問題はかなり深刻だと思う。この問題を放置しておくで、司法弱者が増えていくのではないかと思う。(有識者懇談会)
- ・ 弁護士がいなかったために泣き寝入りをしている人達は声を上げない。政治はそういう人達の声を敏感にキャッチしないといけない。(有識者懇談会)
- ・ 法曹の数は国によって総量規制がされている。司法過疎問題は国が制度の一環として考えるべき問題である。(有識者懇談会)

4 その他

- ・ 隣接法律専門職種と連携してワン・ストップ・サービスを実現することも重要ではないか。(第13回検討会)

第3 必要なサービス提供を行うための仕組み

- ・ 総合的情報提供は裁判所では無理だろう。民間ならできるのではないか。(第11回検討会)
- ・ 相談の振り分けをして、司法に行くべきものは司法に行くようにする。リーガル・サービス・センターという構想で、統括組織を考えてもいいのだろうと思う。(第12回検討会)
- ・ 独立行政法人がいいのかどうかということも重要だが、制度を国民のものにしていくためには、全てを公的資金に頼っていては駄目である。自分で拠出金を出せば制度への関心も高まり、制度が国民のものとなっていくだろう。(第12回検討会)
- ・ 組織について、独立行政法人についても検討されているようである。批判的見解として、独立行政法人で効率性の追求ばかりになってはというものもある。機能論をした上で組織論をすることになるか。(第13回検討会)

(注) 本資料は司法アクセス検討会、司法ネット(仮称)に関する有識者懇談会における意見を要約したものである。